

令和6年第14回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年5月24日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年5月24日(金) 午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹訓君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理者	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以頭隆志君	主査	山内慶治君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

## 議 事 日 程

令和6年第14回 美幌町農業委員会総会  
令和6年5月24日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第30号	第5回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第31号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 7	議案第50号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日 程 第 8	議案第51号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第10	議案第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第11	議案第54号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第12	議案第55号	農地転用事業計画に係る変更承認申請について
日 程 第13	議案第56号	現況証明願について
日 程 第14	協議第10号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第14回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号11番 田村委員、同じく議席番号12番 川原委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案7件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号8番 鳥井委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。  (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第30号「第5回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第5回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和6年4月19日。美幌町農業委員会 振興部会長 小林寿美。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 (1) 令和6年度 視察研修について。2、開催日時 令和6年4月19日 金曜日 午後1時59分から午後2時18分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局、以頭事務局長、山内主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。
事 務 局	会議結果についてご報告致します。(1) 令和6年度 視察研修につきましては協議の結果、今年度は7月1日から3日までの3日間とし、初日に旭川市、二日目に千歳市、三日目に音更町としております。視察先は部会での意見、事務局案及び視察先の企業と

	<p>の調整を行った上で本日の振興部会で決定することといたしました。ご説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第30号「第5回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案6ページから8ページの8法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第50号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>昨年の5月総会においても本件について決議いたしました。各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を年1回以上実施しなければなりませんので本年についても決議致します。改めて経過からご説明させていただきます。議案参考資料の1ページをご覧ください。令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕。一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐる現金を受け取り収賄の疑いで逮捕。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受け、同年10月28日、30日、北海道農業会議会長、農林水産省経営局長から「農業委員等の綱紀粛正について」通知が発出。同年11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。続いて、同年12月18日、北海道農業会議会長から全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の年1回の実施要請と注意喚起について通知があったものです。こうした経過によりまして年1回の決議に至っております。議案9ページにお戻り願います。それでは決議内容について事務局の方で朗読致します。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち、農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録</p>

の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和6年5月24日 美幌町農業委員会

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、議案第50号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第51号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号27号。

事 務 局

内容番号27号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人の希望により、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成30年3月31日から令和10年3月30日までの10年間、合意解約年月日は令和6年5月1日、土地引渡日は令和6年5月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。議案第51号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。

内容番号102号。

事 務 局

今月の案件は1件で内容につきましては再貸付が1件となっております。

それでは内容番号102号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年5月27日から令和9年1月31日までの3年間、利用調整日は令和5年12月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号102号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、賃貸期間を5年から3年に変更し、更新するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号102号は適当と認めます。 議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>1 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第10、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号30号。</p> <p>今月の案件は1件で内容につきましては賃貸借でございます。それでは内容番号30号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧いただきます。本件は賃借人の変更に伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料6ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号30号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが借受していた農地でしたが、離農により合意解約したため〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、青果を作付けして意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月19日、鳥井委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>1 番</p>	<p>日程第11、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号10号。なお、内容番号10号については坂本委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、坂本委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>（坂本委員 退席）</p> <p>内容番号10号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧いただきます。本件は農舎建設のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農舎の建設、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号10号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定</p>

	<p>しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると5月8日、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。</p> <p>(坂本委員 入席)</p>
議 長	<p>議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第55号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>内容番号1号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は令和5年11月22日に許可した農地法第5条による農地転用案件で、資材置場として造成するための工事期間の変更を求めるものでございます。工事期間は許可日から令和6年6月末日となっておりますが、変更申請理由欄に記載のとおり、工事資材の調達、人員等の確保が困難なため、令和7年6月30日まで工期を変更するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。</p> <p>議案第55号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第13、議案第56号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号10号。</p>
議 長	<p>内容番号10号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さんの成年後見人である〇〇さん、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号10号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、樹木が生えており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月24日、日並委員、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。</p> <p>内容番号11号。</p>



事務局 内容番号11号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18番 内容番号11号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、樹木が生えており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月20日、武田委員、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。  
内容番号12号。

議長 内容番号12号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17番 内容番号12号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、〇〇さんの住宅が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを5月14日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。  
議案第56号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第14、協議第10号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事務局 協議第10号についてご説明致します。本件は5月8日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が2件でございます。用途区分変更の内容番号10号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は既存の堆肥置場の増築のためでございます。用途区分変更の内容番号11号についてご説明致します。本件は先の議案第54号 農地法第4条許可申請の内容番号10号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は8ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長      ご異議なしと認め、協議第10号「美幌町農業振興整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長      以上で全議案の審議を終了致しました。  
これをもちまして第14回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長      ご苦労様でした。

閉会 午後1時58分

令和6年5月24日開催の第14回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員